

総務課 ☎ 89-3330

◆町有財産売却のお知らせ

町有財産を一般競
争入札の方法で売却
します。希望される
方は、総務課または
各支所町民課にある
応募要領をご覧のう
え、所定の用紙に必
要事項を記入し、提
出してください。

●申込受付期間

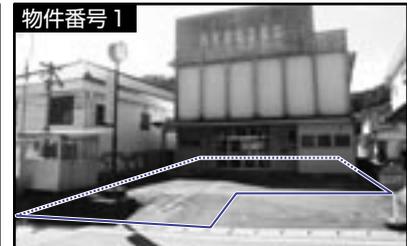
平成20年
9月1日(月)～
9月10日(水)

物件番号2



所在地	神石郡神石高原町油木字市場乙2016番5
土地	宅地 337.92㎡
建物	木造瓦葺平家建 住宅 57.96㎡
予定価格	5,100,000円 <small>(消費税及び地方消費税相当額を含む。)</small>

物件番号1



所在地	神石郡神石高原町油木字市場乙1932番2
土地	宅地 357.09㎡
建物	木造瓦葺2階建 事務所 306.39㎡
予定価格	4,500,000円

◆物品・施設業務等競争入札(見積)参加資格審査追加登録のお知らせ

平成20年度に町が発注する物品購入・貸借・施設管理業務等の指名競争入札(見積)に参加するには事前に登録が必要です。町との取引を希望される未登録の事業者の方は申請してください。

●申請受付期間

平成20年9月1日(月)～9月16日(火)
詳しくは、町ホームページにも掲載しています。

保健課 ☎ 89-3377

◆認知症予防講演会のお知らせ

最近物忘れがひどくなったと感じている方も多いのではないのでしょうか。認知症は、脳の機能の低下から普段の生活に支障がでる病気のひとつで、現在85才以上の4人に1人が認知症とされています。早期に発見し対応すれば、症状を軽くし進行を遅らせることが可能です。認知症予防講演会を開催しますので、ご都合のいい会場へお出ください。

●内容

- ・講演 『認知症予防について』
～生活の中で認知症を予防しましょう～
講師 池本富美恵先生
- ・ゲーム かなひろいなどの
簡単なゲーム
(このゲームの結果から認知症予防の必要な方には、認知症予防教室にご案内します)

●日時と場所

- 9月25日(木) 総合交流センター
じんせきの里
- 9月26日(金) 三和公民館
- 10月1日(水) 陽光の里
- 10月3日(金) 油木山村開発センター
いずれの会場も午後1時30分～3時

住民課 ☎ 89-3334

◆平成21年度から固定資産税の課税面積へ

国土調査成果を反映します
国土調査成果の固定資産税への反映については、これまで旧町村ごとの扱いでしたが、平成21年度課税分から調査成果を順次、課税へ反映します。
●平成21年度から国土調査成果が反映される地区(三和地区以外)

地区	地域
油木	新免、小野、油木の一部、安田の一部
神石	永野、相渡、古川、福永の一部(見込み)
豊松	有木、中平、下豊松の一部、笹尾の一部、上豊松の一部

●お問い合わせ

住民課税務係
または各支所町民課民係

◆電子証明書の発行・失効手続きの終日停止のお知らせ

平成20年9月22日(月)は、保守点検作業のため、住民課及び各支所町民課窓口での、電子証明書の発行・失効及び有効期間満了に伴う変更手続きを行うことができませんので、ご注意ください。

◆後期高齢者医療制度保険料についてのお知らせ

後期高齢者医療制度保険料について、所得が低い方の平成20年度保険料が下がります。平成20年度に限り

この軽減措置については、手続不要!!	
均等割額について(年間分) 7割軽減されている方	8・5割軽減となります。
所得割額について(年間分) 「総所得金額等・33万円」 が58万円以下の方	所得割額が5割軽減となります。

※お手元に届く保険料の通知書をご確認ください。

●お問い合わせ

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課賦課
収納係 ☎0822・5022・30600
または福祉課

◆障害者を対象としたNHK放送受信料の免除基準が平成20年10月1日から変わります

【全額免除】(町民税が非課税世帯の場合)

○「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員で、世帯全員が町民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。

【半額免除】(障害者が世帯主の場合)

○視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合に、半額免除となります。
○重度の障害者(身体障害者へ1級または2級)、知的障害者(重度の知的障害と判定された方)、精神障害者(1級)が世帯主で受信契約者の場合に、半額免除となります。

受信料免除に必要な申請書はNHKまたは福祉課・各支所町民課にあります。

●お問い合わせ

日本放送協会福山支局
☎084・9222・7300

福祉課厚生係または各支所町民課福祉保健係

◆平成20年度子育てを支える「家族・地域のきずな」に関する作品コンクール(作品募集)について

生命を次の世代に伝え育んでいくことや家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する理解を深めることを目的に、平成19年度から「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を実施し、11月第3日曜日を家族の日、11月を家族の週間として、運動を展開しています。この運動の1環として、「平成20年度子育てを支える『家族・地域のきずな』に関する作品コンクール」を実施し、家族や地域のきずなを大切さを表現している標語、手紙・メールを募集します。

●応募資格

小学生以上

●募集期間

平成20年7月1日(火)から9月6日(土)(当日消印有効)まで

●募集要項や応募方法など詳しいことは、

内閣府ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kizuna/index.html>
家族・地域のきずな作品募集事務局

☎01200・3999・5200へ
また、福祉課および各支所町民課へ募集要項を備えています。

◆現況届のお知らせ

次の手当を受けている方は、毎年8月に現況届を提出することが義務づけられています。この届は、受給者の生活状況等について審査をし、引き続き手当を受けることができるかどうか決定する大切な届で、提出しないと手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。

手当名称	提出期限
児童扶養手当	8月1日から8月31日
特別児童扶養手当	8月11日から9月10日
特別障害者手当	8月11日から9月10日

●お問い合わせ・申請

福祉課生活福祉係
または各支所町民課福祉保健係

◆ご存知ですか? 児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父親と生計を同じにしていない児童を監護又は養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。
手当を受けることができる人は「18歳になって最初の3月31日までの間にある児童」を監護している母親や母に代わってその児童を養育している人で、手当の額は所得に応じて決まります。(所得によつては、支給停止となる場合があります。)

なお、児童が心身に一定以上の障害がある場合は、満20歳未満まで手当を受けることができます。